

令和7年9月12日

学部学生 各位

理事（教育・評価担当）

令和7年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことを踏まえた「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援の対象拡大について

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまでアルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直し令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代（19歳以上23歳未満）の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとなります。

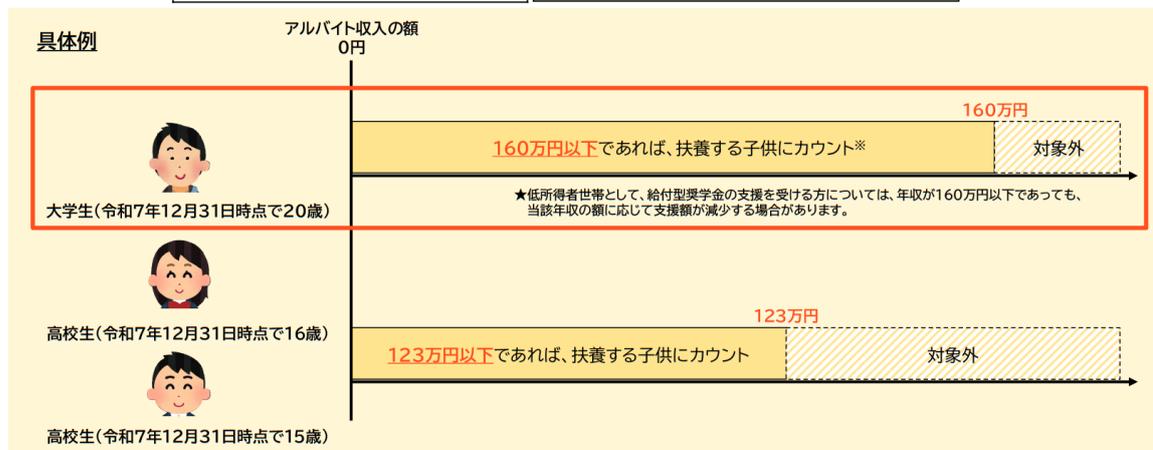
※令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われますので、ご注意ください。

「多子世帯の大学等授業料等無償化」の要件とアルバイト収入の関係

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直し令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代（19歳以上23歳未満）の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとしました。

※以下は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
19歳以上23歳未満	160万円以下
19歳未満	123万円以下



※上記の年収は給与収入の額であり、フードデリバリー配達員など個人事業主の事業所得の場合は、95万円以下となります。